

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	経営支援課	検索番号	6 - 2
法令名	商工会議所法		根拠条項	7 - 2 -	
許認可等	特定商工業者の基準資本金額等の許可				
1 根拠規定(許可事項)					
商工会議所法第7条第2項第2号					
特定商工業者の要件の内、特別の理由により本号に規定する資本金額又は払込済出資総額以上の金額を要件とする場合は、商工会議所が知事の許可を受けて定め、かつ、公告しなければならない。					
2 審査基準					
商工会議所法に係る事務の取扱いについて(平成12年12月26日付け商第911号愛媛県知事通知)					
第1 特定商工業者の該当基準の引上げの許可(法第7条第2項)					
1 基準の引上げは、地区内の人口、会員数、商工業者数、特定商工業者数等の実態等を勘案しやむを得ない事情があると認められる場合に限り、必要最小限度の範囲において認める。					
2 許可の申請は、商工会議所法施行規則(昭和28年通商産業省省令第52号。以下「施行規則」という。)第2条に基づき、施行規則様式第2によるが、記載事項の「該当基準の引上げを必要とする事由」には「申請する基準額が適当である理由」も記載させる。					
なお、許可の申請に当たっては、地区内の人口、会員数、商工業者数、法定基準による特定商工業者数及び申請する基準額による特定商工業者数を記載した書面の提出を求め、これを参考として審査する。					
3 許可の申請に当たっては、申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)正本1通、副本1通を提出させる。					
3 その他					
許可された例としては、災害等の場合に臨時的に行われた例がある。					